

様式第3号(第12条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	平成26年度 第3回吉川市防災会議
開 催 日 時	平成27年3月24日(火) 午後1時30分から 午後1時55分まで
開 催 場 所	吉川市役所 第2庁舎 2階 204会議室
出席委員(者)氏名	27名(内、代理出席者2名) 氏名:別紙「出席者名簿」のとおり
欠席委員(者)氏名	5名 氏名:別紙「出席者名簿」のとおり
担当課職員職氏名	市民安全課長 岡田啓司、防災係長 中村喜光、 主任 椿洋一、主任 田村浩之
会議次第と会議の公開 又は非公開の別	○会議次第 1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 事 (1) パブリック・コメント等の結果について (2) 吉川市地域防災計画の改訂について 4 閉 会 ○会議の公開又は非公開の別 全部公開
非公開の理由 (会議を非公開にした 場合)	
傍 聴 者 の 数	0名
会 議 資 料 の 名 称	別紙「配付資料一覧表」のとおり
会 議 録 の 作 成 方 法	<input type="checkbox"/> 録音機器を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音機器を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
会 議 録 確 認 指 定 者	鈴木庄次委員、鈴木昇委員
そ の 他 の 必 要 事 項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、決定事項等）

事務局	<p>※ 配付資料確認 「配付資料一覧表」により、配付資料を確認。</p>
中原会長	<p>1 開 会</p>
事務局	<p>2 会長あいさつ あいさつ。</p>
事務局	<p>※ 会議の公開及び傍聴者の説明 吉川市防災会議運営要領に基づき、会議を公開する旨を説明。また、会議の傍聴者が0名であることを報告。</p>
事務局	<p>※ 会議成立の報告 出席委員数は27名で会議が成立していることを報告。</p>
中原会長	<p>3 議 事</p>
鈴木庄次委員、 鈴木昇委員 中原会長	<p>※ 会議録の署名委員の指名 ・鈴木庄次委員、鈴木昇委員を指名。 ・了承。  ・会議録の署名委員は、鈴木庄次委員、鈴木昇委員に決定。</p>
事務局	<p>(1) パブリック・コメント等の結果について &lt;説明&gt;</p>
委員	<p>「資料2」により、パブリック・コメントの結果を説明。 &lt;質疑&gt;</p>
委員	<p>・意見等なし。</p>
事務局	<p>(2) 吉川市地域防災計画の改訂について 【 改訂原案の修正箇所 】</p>
事務局	<p>&lt;説明&gt; 「資料4」により、吉川市地域防災計画（改訂原案）の主な修正箇所を説明。</p>
委員	<p>&lt;審議&gt; ・意見等なし。</p>
委員	<p>【 計画全体 】 &lt;審議&gt;</p>
委員	<p>・意見等なし。</p>
中原会長	<p>&lt;採決&gt;</p>
全委員	<p>・「資料3」のとおり、「資料1」の吉川市地域防災計画（改訂原案）を修正し、吉川市地域防災計画を改訂することについて委員へ意見を求める。 ・異議なし。</p>

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、決定事項等）

中原会長

・「資料3」のとおり、「資料1」の吉川市地域防災計画（改訂原案）を修正し、吉川市地域防災計画を改訂することに決定。

事務局

4 閉会

・資料4に基づき、今後の予定を説明。

以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年3月30日

署名委員

鈴木庄次

署名委員

鈴木昇

平成26年度 第3回 吉川市防災会議 出席者名簿

委員の氏名	出席	欠席	代理出席者役職・氏名
中原 恵人 (吉川市長)	○		
宮川 勇二 (関東地方整備局江戸川河川事務所長)		○	
小野寺 慎司 (関東農政局企画調整室長)		○	
狩野 操 (春日部労働基準監督署長)		○	
椎木 隆夫 (埼玉県東部地域振興センター所長)	○		
田邊 博義 (埼玉県草加保健所長)	○		
井上 桂一 (埼玉県越谷県土整備事務所長)		○	
近藤 佑一 (埼玉県警察吉川警察署長)	○		警備課 係長 <sup>ねもと</sup> 根本 <sup>かつひこ</sup> 克彦
椎葉 祐司 (吉川市副市長)	○		
岡田 忠篤 (吉川市政策室長)	○		
松澤 薫 (吉川市総務部長)	○		
鈴木 昇 (吉川市健康福祉部長)	○		
野尻 宗一 (吉川市市民生活部長)	○		
関根 勇 (吉川市都市建設部長)	○		
篠田 好充 (吉川市教育部長)	○		
染谷 行宏 (吉川市教育委員会教育長)	○		
酒井 誠 (吉川松伏消防組合消防長)	○		
鈴木 克巳 (吉川松伏消防組合吉川消防署長)	○		
宮田 孝一 (吉川市消防団長)	○		
山崎 成一 (吉川市水道課長)	○		
池田 隆成 (東日本高速道路(株)関東支社谷和原管理事務所長)	○		副所長 <sup>よしの</sup> 吉野 <sup>きみあき</sup> 公朗
金子 政昭 (東京電力(株)川口支社草加センター所長)	○		
高橋 昇一 (株NTT 東日本-関信越越谷営業支店長)	○		
松沢 茂治 (東武バスセントラル(株)吉川営業所長)	○		
本田 佳代子 (東日本旅客鉄道(株)吉川駅長)		○	
永石 靖博 (日本郵便(株)吉川郵便局長)	○		
前川 尚己 (東彩ガス(株)取締役)	○		
立澤 勝美 ((社)埼玉県トラック協会吉川支部副支部長)	○		
小笠原 忠彦 (一般社団法人吉川松伏医師会副会長)	○		
高尾 良 (吉川市自主防災組織連絡協議会会長)	○		
浦上 利詠 (社会福祉法人吉川市社会福祉協議会 社会福祉士)	○		
村上 昇 (吉川市自治連合会副会長)	○		
鈴木 庄次 (吉川市民生委員・児童委員協議会 吉川市東地区会長)	○		
計	27	5	32名 (会長を除く)

# 平成26年度 第3回吉川市防災会議

日 時 平成27年3月24日(火)  
午後1時30分から  
場 所 吉川市役所第2庁舎  
2階 204会議室

## 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) パブリック・コメント等の結果について

(2) 吉川市地域防災計画の改訂について

4 閉 会

# 平成26年度 第3回吉川市防災会議 配付資料一覧表

1 会議次第	.....	当日配付
2 会議資料		
資料1 吉川市地域防災計画（改訂原案）	.....	事前配付
●表紙（目次）		
●第1編 総則		
●第2編 震災対策計画		
●第3編 風水害対策計画		
●第4編 その他自然災害対策計画		
●第5編 事故対策計画		
●資料集		
●様式集		
資料2 パブリック・コメントの結果	.....	事前配付
資料3 吉川市地域防災計画（改訂原案）の主な修正箇所一覧表	.....	事前配付
資料4 平成26年度吉川市地域防災計画改訂スケジュール	.....	事前配付
3 その他	.....	当日配付
吉川市防災会議委員名簿（裏面：席次表）		

## パブリック・コメントの結果

### 1 実施概要

#### (1) 意見の募集期間

平成27年2月5日(木)から平成27年3月5日(木)まで

#### (2) 周知の方法

- ①広報「よしかわ」平成27年2月号に掲載
- ②市公式ホームページに掲載(平成27年2月5日)
- ③下記の「計画(改訂原案)の閲覧場所」の窓口等に「計画(改訂原案)」を備付

#### (3) 「計画(改訂原案)」の閲覧場所

市役所市民安全課、市役所市政情報コーナー、中央公民館、おあしす、総合体育館、駅前市民サービスセンター、旭地区センター、東部市民サービスセンター、市公式ホームページ

#### (4) 意見の提出方法

- ①郵送
- ②ファクシミリ
- ③電子メール
- ④直接(市役所市民安全課)
- ⑤意見提出箱への投函

(「計画(改訂原案)」の閲覧場所の7箇所に設置：市役所市政情報コーナー、中央公民館、おあしす、総合体育館、駅前市民サービスセンター、旭地区センター、東部市民サービスセンター)

### 2 実施結果

#### (1) 意見提出者

0名

#### (2) 意見件数

0件

# 吉川市地域防災計画（改訂原案）の 主な修正箇所一覧表

※ 表中「      (ゴシック体)      」が、修正箇所となります。




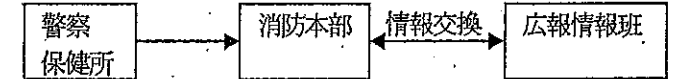
吉川市地域防災計画（改訂原案）の主な修正箇所一覧表

番号	ページ	修正案	改訂原案 (H27.1.28 第2回吉川市防災会議)	備考												
総則 1	総則 -11	<p>第2節 防災関係機関の業務大綱</p> <p>第5 警察</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吉川警察署</td> <td>1 情報の収集、伝達及び広報（警察活動に関連するもの。）に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7 検視又は死体調査に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上の表は、修正に係る部分のみ表示しています。</p>	機関名	事務又は業務の大綱	吉川警察署	1 情報の収集、伝達及び広報（警察活動に関連するもの。）に関すること。		7 検視又は死体調査に関すること。	<p>第2節 防災関係機関の業務大綱</p> <p>第5 警察</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吉川警察署</td> <td>1 情報の収集、伝達及び広報に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7 死体の検視（見分）に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上の表は、修正に係る部分のみ表示しています。</p>	機関名	事務又は業務の大綱	吉川警察署	1 情報の収集、伝達及び広報に関すること。		7 死体の検視（見分）に関すること。	吉川警察署のご意見を踏まえ、修正するもの。
機関名	事務又は業務の大綱															
吉川警察署	1 情報の収集、伝達及び広報（警察活動に関連するもの。）に関すること。															
	7 検視又は死体調査に関すること。															
機関名	事務又は業務の大綱															
吉川警察署	1 情報の収集、伝達及び広報に関すること。															
	7 死体の検視（見分）に関すること。															
震災 1	震災 -予防 -20	<p>第3 防災拠点の整備</p> <p>3.1 防災拠点施設の整備【市民安全課】</p> <p>災害対策本部が設置される防災中枢拠点と連携を図るため、長期の避難生活に耐えられる避難拠点、地区の物資集積や応急対策の拠点となる防災地区拠点を各地区に配置するとともに、自衛隊等の活動拠点となる受援拠点を市内に配置する。</p> <p><u>また、様々な災害時に防災活動拠点となる吉川地区河川防災ステーションの整備を促進する。</u></p>	<p>第3 防災拠点の整備</p> <p>3.1 防災拠点施設の整備【市民安全課】</p> <p>災害対策本部が設置される防災中枢拠点と連携を図るため、長期の避難生活に耐えられる避難拠点、地区の物資集積や応急対策の拠点となる防災地区拠点を各地区に配置するとともに、自衛隊等の活動拠点となる受援拠点を市内に配置する。</p>	江戸川河川事務所のご意見を踏まえ、「吉川地区河川防災ステーション」に関する記述を追加するもの。												
震災 2	震災 -予防 -55	<p>第6 緊急輸送体制の整備</p> <p>6.1 緊急輸送道路の整備【道路公園課】</p> <p>(1) 緊急輸送道路の指定</p> <p>③ <u>緊急用河川敷道路</u></p> <p><u>江戸川河川事務所が江戸川右岸の河川敷に整備した緊急用河川敷道路を緊急輸送道路として活用を図る。</u></p>	<p>第6 緊急輸送体制の整備</p> <p>6.1 緊急輸送道路の整備【道路公園課】</p> <p>(1) 緊急輸送道路の指定</p> <p>(記述なし)</p>	江戸川河川事務所のご意見を踏まえ、「緊急用河川敷道路」に関する記述を追加するもの。												

吉川市地域防災計画（改訂原案）の主な修正箇所一覧表

番号	ページ	修正案	改訂原案（H27.1.28 第2回吉川市防災会議）	備考																		
震災 3	震災 -応急 -31	<p>第2 消防活動</p> <p>2.1 消防本部による消防活動【消防本部】</p> <p>1 情報収集及び伝達</p> <p>(1) 被災情報の把握</p> <p><input type="checkbox"/>被災情報の把握</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>初動活動</th> <th>必要情報</th> <th>収集先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防活動</td> <td>①火災の発生状況 ②延焼地域の状況 ③水道施設の被害状況 ④危険物の流出等の状況 ⑤道路の被害状況</td> <td>・消防署 ・市の各機関 ・警察署 ・消防団</td> </tr> <tr> <td>救急救助活動</td> <td>①救急救助事案の発生状況 ②病院等医療施設の被害状況 ③道路の被害状況 ④建物の倒壊状況</td> <td>・消防署 ・警察署 ・消防団 ・自主防災組織 ・市民からの通報 ・参集職員 ・テレビ等の映像情報</td> </tr> </tbody> </table>	初動活動	必要情報	収集先	消防活動	①火災の発生状況 ②延焼地域の状況 ③水道施設の被害状況 ④危険物の流出等の状況 ⑤道路の被害状況	・消防署 ・市の各機関 ・警察署 ・消防団	救急救助活動	①救急救助事案の発生状況 ②病院等医療施設の被害状況 ③道路の被害状況 ④建物の倒壊状況	・消防署 ・警察署 ・消防団 ・自主防災組織 ・市民からの通報 ・参集職員 ・テレビ等の映像情報	<p>第2 消防活動</p> <p>2.1 消防本部による消防活動【消防本部】</p> <p>1 情報収集及び伝達</p> <p>(1) 被災情報の把握</p> <p><input type="checkbox"/>被災情報の把握</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>初動活動</th> <th>必要情報</th> <th>収集先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防活動</td> <td>①火災の発生状況 ②延焼地域の状況 ③水道施設の被害状況 ④危険物の流出等の状況 ⑤道路の被害状況</td> <td>・消防署 ・市の各機関 ・警察署 ・消防団</td> </tr> <tr> <td>救急救助活動</td> <td>①救急救助事案の発生状況 ②病院等医療施設の被害状況 ③道路の被害状況 ④建物の倒壊状況</td> <td>・自主防災組織 ・市民からの通報 ・参集職員 ・テレビ等の映像情報</td> </tr> </tbody> </table>	初動活動	必要情報	収集先	消防活動	①火災の発生状況 ②延焼地域の状況 ③水道施設の被害状況 ④危険物の流出等の状況 ⑤道路の被害状況	・消防署 ・市の各機関 ・警察署 ・消防団	救急救助活動	①救急救助事案の発生状況 ②病院等医療施設の被害状況 ③道路の被害状況 ④建物の倒壊状況	・自主防災組織 ・市民からの通報 ・参集職員 ・テレビ等の映像情報	<p>吉川警察署のご意見を踏まえ、追加するもの。</p> <p>【理由】警察は、災害時に救出救助活動を行っているため。吉川警察署のご意見を踏まえ、警察署のほか、消防署、消防団も同様に救出救助活動を行っているため、追加する。</p>
初動活動	必要情報	収集先																				
消防活動	①火災の発生状況 ②延焼地域の状況 ③水道施設の被害状況 ④危険物の流出等の状況 ⑤道路の被害状況	・消防署 ・市の各機関 ・警察署 ・消防団																				
救急救助活動	①救急救助事案の発生状況 ②病院等医療施設の被害状況 ③道路の被害状況 ④建物の倒壊状況	・消防署 ・警察署 ・消防団 ・自主防災組織 ・市民からの通報 ・参集職員 ・テレビ等の映像情報																				
初動活動	必要情報	収集先																				
消防活動	①火災の発生状況 ②延焼地域の状況 ③水道施設の被害状況 ④危険物の流出等の状況 ⑤道路の被害状況	・消防署 ・市の各機関 ・警察署 ・消防団																				
救急救助活動	①救急救助事案の発生状況 ②病院等医療施設の被害状況 ③道路の被害状況 ④建物の倒壊状況	・自主防災組織 ・市民からの通報 ・参集職員 ・テレビ等の映像情報																				
震災 4	震災 -応急 -37	<p>第2 消防活動</p> <p>2.4 救出活動【消防本部、消防団、救護班】</p> <p>4 救出従事機関同士の連絡調整・地域分担・役割分担</p> <p>① 消防、警察及び自衛隊は互いに調整し、<u>救出救助活動の役割分担を決定する。</u></p>	<p>第2 消防活動</p> <p>2.4 救出活動【消防本部、消防団、救護班】</p> <p>4 救出従事機関同士の連絡調整・地域分担・役割分担</p> <p>① 消防、警察及び自衛隊は互いに調整し、<u>救出活動の地域分担を決定する。</u></p>	<p>吉川警察署のご意見を踏まえ、修正するもの。</p> <p>【理由】機関同士の調整事項は、地域分担より、役割分担が中心となるため。</p>																		
震災 5	震災 -応急 -52	<p>第5 人命にかかわる災害情報等の収集・報告</p> <p>5.2 人命にかかわる災害情報等の収集【広報情報班】</p> <p>5 初動中期における被害情報の収集</p> <p>「広報情報班」は、引き続き災害対策本部各班から情報収集を行うとともに、消防本部、警察署、危険物施設管理者、ライフライン関係者等からの被害情報の収集も併せて行う。</p>	<p>第5 人命にかかわる災害情報等の収集・報告</p> <p>5.2 人命にかかわる災害情報等の収集【広報情報班】</p> <p>5 初動中期における被害情報の収集</p> <p>「広報情報班」は、引き続き災害対策本部各班から情報収集を行うとともに、消防本部、警察署、危険物施設管理者、ライフライン関係者、住民等からの電話連絡や駆け込み等による、<u>被害情報の収集も併せて行う。</u></p>	<p>吉川警察署のご意見を踏まえ、修正するもの。</p> <p>【理由】広報情報班が、関係機関からの被害情報の電話連絡を待つと誤解を与えるため。なお、住民等の被害情報は、災害対策本部各班から情報収集するため削除する。</p>																		

吉川市地域防災計画（改訂原案）の主な修正箇所一覧表

番号	ページ	修正案	改訂原案 (H27.1.28 第2回吉川市防災会議)	備考
震災 6	震災 -応急 -53	<p>第5 人命にかかわる災害情報等の収集・報告</p> <p>5.2 人命にかかわる災害情報等の収集【広報情報班】</p> <p>5 初動中期における被害情報の収集</p> <p>(2) 情報収集の流れ【火災・救出救助・医療救護・二次災害箇所】</p>  <pre> graph LR     A[警察 保健所] &lt;--&gt; 情報交換  B[消防本部]     B &lt;--&gt; 情報交換  C[広報情報班]             </pre> <p>※上の図は、修正に係る部分のみ表示しています。</p>	<p>第5 人命にかかわる災害情報等の収集・報告</p> <p>5.2 人命にかかわる災害情報等の収集【広報情報班】</p> <p>5 初動中期における被害情報の収集</p> <p>(2) 情報収集の流れ【火災・救出救助・医療救護・二次災害箇所】</p>  <pre> graph LR     A[警察 保健所] --&gt; B[消防本部]     B &lt;--&gt; 情報交換  C[広報情報班]             </pre> <p>※上の図は、修正に係る部分のみ表示しています。</p>	<p>吉川警察署のご意見を踏まえ、修正するもの。（「警察」と「消防本部」の矢印を相互方向とする。また、「情報交換」を入れる。）</p> <p>【理由】警察と消防本部は、救出救助等に関して相互に情報交換を行うため。</p>
震災 7	震災 -応急 -100, 101	<p>第9 遺体の搜索、収容処理、埋葬</p> <p>9.2 遺体の収容処理</p> <p>【要配慮者支援班、救護班、医師会、歯科医師会】</p> <p>2 方法</p> <p>① 遺体収容所（安置所）の開設</p> <p>「要配慮者支援班」は、二次災害のおそれのない適当な建物（<u>公共施設等</u>）に遺体の収容所（安置所）を開設し、遺体を収容する。前記収容所（安置所）に遺体収容のための建家がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。遺体収容所（安置所）には、検視、死体調査及び検案を行うための検視所を併設する。</p>	<p>第9 遺体の搜索、収容処理、埋葬</p> <p>9.2 遺体の収容処理</p> <p>【要配慮者支援班、救護班、医師会、歯科医師会】</p> <p>2 方法</p> <p>① 遺体収容所（安置所）の開設</p> <p>「要配慮者支援班」は、二次災害のおそれのない適当な建物（<u>公共施設・市内の寺院等</u>）に遺体の収容所（安置所）を開設し、遺体を収容する。前記収容所（安置所）に遺体収容のための建家がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。遺体収容所（安置所）には、検視、死体調査及び検案を行うための検視所を併設する。</p>	<p>吉川警察署のご意見を踏まえ、削除（市内の寺院）するもの。</p> <p>【理由】県地域防災計画と整合を図るため。東日本大震災では、寺院の畳などの施設を傷めてしまった教訓を踏まえ削除する。</p>
震災 8	震災 -東海 -12	<p>第5 警備交通対策</p> <p>5.1 警備体制【吉川警察署】</p> <p>吉川警察署は、警戒宣言が発令された場合、<u>次のような措置をとる。</u></p> <p>(1) 吉川警察署に警察署震災警備本部を設置する。</p> <p>(2) 所定の計画に基づき警察官を配置し、<u>情報収集等の警備措置をとる。</u></p>	<p>第5 警備交通対策</p> <p>5.1 警備体制【吉川警察署】</p> <p>吉川警察署は、警戒宣言が発令された場合、<u>おおむね次のような措置をとる。</u></p> <p>(1) 吉川警察署に警察署震災警備本部を設置する。</p> <p>(2) 所定の計画に基づき警備要員を配置するとともに、<u>情報の収集等の警備措置をとる。</u></p>	<p>吉川警察署のご意見を踏まえ、修正するもの。</p>

吉川市地域防災計画（改訂原案）の主な修正箇所一覧表

番号	ページ	修正案	改訂原案 (H27.1.28 第2回吉川市防災会議)	備考
風水害 1	風水害 -応急 -52	<p>第4 被害情報等の収集・報告 4.2 要配慮者の被害情報等の収集【要配慮者支援班】 □情報収集の流れ</p> <p>※上の図は、修正に係る部分のみ表示しています。</p>	<p>第4 被害情報等の収集・報告 4.2 要配慮者の被害情報等の収集【要配慮者支援班】 □情報収集の流れ</p> <p>※上の図は、修正に係る部分のみ表示しています。</p>	<p>吉川警察署のご意見を踏まえ、修正するもの。（「警察署」・「消防本部」と「広報情報班」の矢印を相互方向とする。） 【理由】広報情報班が主体となり、情報収集を行うことが分かるようするため。</p>

吉川市地域防災計画（改訂原案）の主な修正箇所一覧表

番号	ページ	修正案	改訂原案 (H27.1.28 第2回吉川市防災会議)	備考																																																																																																																																																																						
風水害 2-1	風水害 -応急 -82	<p>第2 避難の勧告・指示【総括班、広報情報班、避難所班、土木施設対策班、消防本部、消防団】</p> <p>③本市における避難勧告・指示等の判断基準</p> <p>□避難判断基準</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td colspan="6">江戸川・中川・新方川・大落古利根川の 外水氾濫・特別警報の発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難準備 情報 (避難行 動要支援 者等に対 する避難 情報)</td> <td colspan="6">○氾濫警戒情報が発表され、さらに水位の上昇(氾 濫危険水位の到達)が予測されるとき ○避難勧告を発令する可能性が高まり、避難行動要 支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難 行動を開始しなければならないとき</td> </tr> <tr> <td colspan="6">目安となる水位(避難判断水位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>江戸川 (西関宿)</td> <td>江戸川 (野田)</td> <td>中川 (吉川)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>8.10</td> <td>8.20</td> <td>3.80</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">避難勧告</td> <td colspan="6">○氾濫危険情報又は水位情報周知が発表され、さら に水位の上昇が予測されるとき ○破堤につながるような堤防の亀裂、漏水等を発見 したとき ○大雨特別警報が発表されたとき。</td> </tr> <tr> <td colspan="6">目安となる水位</td> </tr> <tr> <td colspan="3">洪水予報河川 (氾濫危険水位)</td> <td colspan="3">水位周知河川 (特別警戒水位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>江戸川 (西関宿)</td> <td>江戸川 (野田)</td> <td>中川 (吉川)</td> <td>中川 (牛島)</td> <td>新方川 (増林)</td> <td>大落古 利根川 (杉戸)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8.40</td> <td>8.50</td> <td>4.20</td> <td>6.05</td> <td>4.20</td> <td>7.95</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難指示</td> <td colspan="6">○氾濫発生情報が発表されたとき ○破堤につながる大規模な堤防の亀裂、漏水等を発 見したとき ○破堤、越水を発見したとき</td> </tr> <tr> <td colspan="6">注)上記の表中の各河川の「目安となる水位」は、変更されること があるので、注意すること。(新たに記述を追加する。)</td> </tr> </table> <p>※上の表は、修正に係る部分のみ表示しています。</p>	区分	江戸川・中川・新方川・大落古利根川の 外水氾濫・特別警報の発表						避難準備 情報 (避難行 動要支援 者等に対 する避難 情報)	○氾濫警戒情報が発表され、さらに水位の上昇(氾 濫危険水位の到達)が予測されるとき ○避難勧告を発令する可能性が高まり、避難行動要 支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難 行動を開始しなければならないとき						目安となる水位(避難判断水位)							江戸川 (西関宿)	江戸川 (野田)	中川 (吉川)					8.10	8.20	3.80				避難勧告	○氾濫危険情報又は水位情報周知が発表され、さら に水位の上昇が予測されるとき ○破堤につながるような堤防の亀裂、漏水等を発見 したとき ○大雨特別警報が発表されたとき。						目安となる水位						洪水予報河川 (氾濫危険水位)			水位周知河川 (特別警戒水位)				江戸川 (西関宿)	江戸川 (野田)	中川 (吉川)	中川 (牛島)	新方川 (増林)	大落古 利根川 (杉戸)		8.40	8.50	4.20	6.05	4.20	7.95	避難指示	○氾濫発生情報が発表されたとき ○破堤につながる大規模な堤防の亀裂、漏水等を発 見したとき ○破堤、越水を発見したとき						注)上記の表中の各河川の「目安となる水位」は、変更されること があるので、注意すること。(新たに記述を追加する。)						<p>第2 避難の勧告・指示【総括班、広報情報班、避難所班、土木施設対策班、消防本部、消防団】</p> <p>③本市における避難勧告・指示等の判断基準</p> <p>□避難判断基準</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td colspan="6">江戸川・中川・新方川・大落古利根川の 外水氾濫・特別警報の発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難準備 情報 (避難行 動要支援 者等に対 する避難 情報)</td> <td colspan="6">○氾濫注意情報が発表され、さらに水位の上昇(氾 濫危険水位の到達)が予測されるとき ○避難勧告を発令する可能性が高まり、避難行動要 支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難 行動を開始しなければならないとき</td> </tr> <tr> <td colspan="6">目安となる水位(氾濫注意水位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>江戸川 (西関宿)</td> <td>江戸川 (野田)</td> <td>中川 (吉川)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>6.10</td> <td>6.30</td> <td>3.60</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">避難勧告</td> <td colspan="6">○氾濫警戒情報又は水位情報周知が発表され、さら に水位の上昇(氾濫危険水位の到達)が予測され るとき ○破堤につながるような堤防の亀裂、漏水等を発見 したとき ○大雨特別警報が発表されたとき。</td> </tr> <tr> <td colspan="6">目安となる水位(避難判断水位)</td> </tr> <tr> <td>江戸川 (西関宿)</td> <td>江戸川 (野田)</td> <td>中川 (吉川)</td> <td>中川 (牛島)</td> <td>新方川 (増林)</td> <td>大落古 利根川 (杉戸)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8.20</td> <td>8.60</td> <td>3.80</td> <td>6.05</td> <td>4.20</td> <td>7.95</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">避難指示</td> <td colspan="6">○氾濫危険情報が発表され、さらに水位の上昇(堤 防からの越水)が予測されるとき ○氾濫発生情報が発表されたとき ○破堤につながる大規模な堤防の亀裂、漏水等を発 見したとき ○破堤、越水を発見したとき</td> </tr> <tr> <td colspan="6">目安となる水位(氾濫危険水位)</td> </tr> <tr> <td>江戸川 (西関宿)</td> <td>江戸川 (野田)</td> <td>中川 (吉川)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>8.50</td> <td>8.90</td> <td>4.10</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※上の表は、修正に係る部分のみ表示しています。</p>	区分	江戸川・中川・新方川・大落古利根川の 外水氾濫・特別警報の発表						避難準備 情報 (避難行 動要支援 者等に対 する避難 情報)	○氾濫注意情報が発表され、さらに水位の上昇(氾 濫危険水位の到達)が予測されるとき ○避難勧告を発令する可能性が高まり、避難行動要 支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難 行動を開始しなければならないとき						目安となる水位(氾濫注意水位)							江戸川 (西関宿)	江戸川 (野田)	中川 (吉川)					6.10	6.30	3.60				避難勧告	○氾濫警戒情報又は水位情報周知が発表され、さら に水位の上昇(氾濫危険水位の到達)が予測され るとき ○破堤につながるような堤防の亀裂、漏水等を発見 したとき ○大雨特別警報が発表されたとき。						目安となる水位(避難判断水位)						江戸川 (西関宿)	江戸川 (野田)	中川 (吉川)	中川 (牛島)	新方川 (増林)	大落古 利根川 (杉戸)		8.20	8.60	3.80	6.05	4.20	7.95	避難指示	○氾濫危険情報が発表され、さらに水位の上昇(堤 防からの越水)が予測されるとき ○氾濫発生情報が発表されたとき ○破堤につながる大規模な堤防の亀裂、漏水等を発 見したとき ○破堤、越水を発見したとき						目安となる水位(氾濫危険水位)						江戸川 (西関宿)	江戸川 (野田)	中川 (吉川)					8.50	8.90	4.10				<p>国の通達、内閣府の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」等を踏まえ、避難判断基準を修正するもの。</p> <p>【理由】国からの通達等により氾濫危険水位などの位置付けが変更されたため。</p> <p>●避難判断水位 「避難準備情報の発表判断の目安」に変更(従来は、「氾濫注意水位」が「避難準備情報の発表判断の目安」に位置付けられていた)</p> <p>●氾濫危険水位 「避難勧告等の発令判断の目安」に変更(従来は、「避難判断水位」が「避難勧告等の発令判断の目安」に位置付けられていた)</p> <p>※現在、国及び県において、平成27年4月から運用できるよう水位の設定の見直しを進めている。 なお、江戸川・中川(吉川)の水位は、見直し後の水位となっています。また、今後、中川(牛島)・新方川(増林)・大落古利根川(杉戸)の水位が、県から示される予定となっています。</p>
区分	江戸川・中川・新方川・大落古利根川の 外水氾濫・特別警報の発表																																																																																																																																																																									
避難準備 情報 (避難行 動要支援 者等に対 する避難 情報)	○氾濫警戒情報が発表され、さらに水位の上昇(氾 濫危険水位の到達)が予測されるとき ○避難勧告を発令する可能性が高まり、避難行動要 支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難 行動を開始しなければならないとき																																																																																																																																																																									
	目安となる水位(避難判断水位)																																																																																																																																																																									
	江戸川 (西関宿)	江戸川 (野田)	中川 (吉川)																																																																																																																																																																							
	8.10	8.20	3.80																																																																																																																																																																							
避難勧告	○氾濫危険情報又は水位情報周知が発表され、さら に水位の上昇が予測されるとき ○破堤につながるような堤防の亀裂、漏水等を発見 したとき ○大雨特別警報が発表されたとき。																																																																																																																																																																									
	目安となる水位																																																																																																																																																																									
	洪水予報河川 (氾濫危険水位)			水位周知河川 (特別警戒水位)																																																																																																																																																																						
	江戸川 (西関宿)	江戸川 (野田)	中川 (吉川)	中川 (牛島)	新方川 (増林)	大落古 利根川 (杉戸)																																																																																																																																																																				
	8.40	8.50	4.20	6.05	4.20	7.95																																																																																																																																																																				
避難指示	○氾濫発生情報が発表されたとき ○破堤につながる大規模な堤防の亀裂、漏水等を発 見したとき ○破堤、越水を発見したとき																																																																																																																																																																									
	注)上記の表中の各河川の「目安となる水位」は、変更されること があるので、注意すること。(新たに記述を追加する。)																																																																																																																																																																									
区分	江戸川・中川・新方川・大落古利根川の 外水氾濫・特別警報の発表																																																																																																																																																																									
避難準備 情報 (避難行 動要支援 者等に対 する避難 情報)	○氾濫注意情報が発表され、さらに水位の上昇(氾 濫危険水位の到達)が予測されるとき ○避難勧告を発令する可能性が高まり、避難行動要 支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難 行動を開始しなければならないとき																																																																																																																																																																									
	目安となる水位(氾濫注意水位)																																																																																																																																																																									
	江戸川 (西関宿)	江戸川 (野田)	中川 (吉川)																																																																																																																																																																							
	6.10	6.30	3.60																																																																																																																																																																							
避難勧告	○氾濫警戒情報又は水位情報周知が発表され、さら に水位の上昇(氾濫危険水位の到達)が予測され るとき ○破堤につながるような堤防の亀裂、漏水等を発見 したとき ○大雨特別警報が発表されたとき。																																																																																																																																																																									
	目安となる水位(避難判断水位)																																																																																																																																																																									
	江戸川 (西関宿)	江戸川 (野田)	中川 (吉川)	中川 (牛島)	新方川 (増林)	大落古 利根川 (杉戸)																																																																																																																																																																				
	8.20	8.60	3.80	6.05	4.20	7.95																																																																																																																																																																				
避難指示	○氾濫危険情報が発表され、さらに水位の上昇(堤 防からの越水)が予測されるとき ○氾濫発生情報が発表されたとき ○破堤につながる大規模な堤防の亀裂、漏水等を発 見したとき ○破堤、越水を発見したとき																																																																																																																																																																									
	目安となる水位(氾濫危険水位)																																																																																																																																																																									
	江戸川 (西関宿)	江戸川 (野田)	中川 (吉川)																																																																																																																																																																							
	8.50	8.90	4.10																																																																																																																																																																							

吉川市地域防災計画（改訂原案）の主な修正箇所一覧表

番号	ページ	修正案	改訂原案 (H27.1.28 第2回吉川市防災会議)	備考																
風水害 2-2	風水害 -応急 -3	<p>第2 活動体制と配備基準【全職員】</p> <p>□配備体制と配備基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">非常体制</td> <td> <p>第1 配備 (水害対策本部を設置)</p> <p>○市の大部分において水害が発生、又は発生するおそれがあるとき ○氾濫注意情報が発表され、さらに水位の上昇(避難判断水位の到達)が予測されたときなど、避難判断の必要性が生じるおそれがあるとき</p> </td> <td> <p>○水害対策本部の指示により、各水害対策活動班が監視及び警戒並びに水害対策活動に当たる体制。また、消防本部、消防団等の協力を得て水害対策活動に当たる体制</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>第2 配備 (災害対策本部を設置)</p> <p>○甚大な水害(災害救助法が適用される水害、外水氾濫の発生など)が発生、又は発生するおそれがあるとき ○大雨特別警報が発令されたとき ○氾濫警戒情報が発表され、さらに水位の上昇(氾濫危険水位の到達)が予測されたときなど、避難判断の必要性が生じたとき</p> </td> <td> <p>○市、消防本部、江戸川水防事務組合、その他関係機関の組織及び機能のすべてをあげて水害対策活動に当たる体制</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※上の表は、修正に係る部分のみ表示しています。</p>	配備体制	配備基準	活動内容	非常体制	<p>第1 配備 (水害対策本部を設置)</p> <p>○市の大部分において水害が発生、又は発生するおそれがあるとき ○氾濫注意情報が発表され、さらに水位の上昇(避難判断水位の到達)が予測されたときなど、避難判断の必要性が生じるおそれがあるとき</p>	<p>○水害対策本部の指示により、各水害対策活動班が監視及び警戒並びに水害対策活動に当たる体制。また、消防本部、消防団等の協力を得て水害対策活動に当たる体制</p>	<p>第2 配備 (災害対策本部を設置)</p> <p>○甚大な水害(災害救助法が適用される水害、外水氾濫の発生など)が発生、又は発生するおそれがあるとき ○大雨特別警報が発令されたとき ○氾濫警戒情報が発表され、さらに水位の上昇(氾濫危険水位の到達)が予測されたときなど、避難判断の必要性が生じたとき</p>	<p>○市、消防本部、江戸川水防事務組合、その他関係機関の組織及び機能のすべてをあげて水害対策活動に当たる体制</p>	<p>第2 活動体制と配備基準【全職員】</p> <p>□配備体制と配備基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">非常体制</td> <td> <p>第1 配備 (水害対策本部を設置)</p> <p>○市の大部分において水害が発生、又は発生するおそれがあるとき</p> </td> <td> <p>○水害対策本部の指示により、各水害対策活動班が監視及び警戒並びに水害対策活動に当たる体制。また、消防本部、消防団等の協力を得て水害対策活動に当たる体制</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>第2 配備 (災害対策本部を設置)</p> <p>○甚大な水害(災害救助法が適用される水害、外水氾濫の発生など)が発生、又は発生するおそれがあるとき ○大雨特別警報が発令されたとき ○氾濫注意情報が発表され、さらに水位の上昇(氾濫危険水位の到達)が予測されたときなど、避難判断の必要性が生じたとき</p> </td> <td> <p>○市、消防本部、江戸川水防事務組合、その他関係機関の組織及び機能のすべてをあげて水害対策活動に当たる体制</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※上の表は、修正に係る部分のみ表示しています。</p>	配備体制	配備基準	活動内容	非常体制	<p>第1 配備 (水害対策本部を設置)</p> <p>○市の大部分において水害が発生、又は発生するおそれがあるとき</p>	<p>○水害対策本部の指示により、各水害対策活動班が監視及び警戒並びに水害対策活動に当たる体制。また、消防本部、消防団等の協力を得て水害対策活動に当たる体制</p>	<p>第2 配備 (災害対策本部を設置)</p> <p>○甚大な水害(災害救助法が適用される水害、外水氾濫の発生など)が発生、又は発生するおそれがあるとき ○大雨特別警報が発令されたとき ○氾濫注意情報が発表され、さらに水位の上昇(氾濫危険水位の到達)が予測されたときなど、避難判断の必要性が生じたとき</p>	<p>○市、消防本部、江戸川水防事務組合、その他関係機関の組織及び機能のすべてをあげて水害対策活動に当たる体制</p>	<p>番号「風水害2-1」の修正に伴い、変更するもの。</p>
配備体制	配備基準	活動内容																		
非常体制	<p>第1 配備 (水害対策本部を設置)</p> <p>○市の大部分において水害が発生、又は発生するおそれがあるとき ○氾濫注意情報が発表され、さらに水位の上昇(避難判断水位の到達)が予測されたときなど、避難判断の必要性が生じるおそれがあるとき</p>	<p>○水害対策本部の指示により、各水害対策活動班が監視及び警戒並びに水害対策活動に当たる体制。また、消防本部、消防団等の協力を得て水害対策活動に当たる体制</p>																		
	<p>第2 配備 (災害対策本部を設置)</p> <p>○甚大な水害(災害救助法が適用される水害、外水氾濫の発生など)が発生、又は発生するおそれがあるとき ○大雨特別警報が発令されたとき ○氾濫警戒情報が発表され、さらに水位の上昇(氾濫危険水位の到達)が予測されたときなど、避難判断の必要性が生じたとき</p>	<p>○市、消防本部、江戸川水防事務組合、その他関係機関の組織及び機能のすべてをあげて水害対策活動に当たる体制</p>																		
配備体制	配備基準	活動内容																		
非常体制	<p>第1 配備 (水害対策本部を設置)</p> <p>○市の大部分において水害が発生、又は発生するおそれがあるとき</p>	<p>○水害対策本部の指示により、各水害対策活動班が監視及び警戒並びに水害対策活動に当たる体制。また、消防本部、消防団等の協力を得て水害対策活動に当たる体制</p>																		
	<p>第2 配備 (災害対策本部を設置)</p> <p>○甚大な水害(災害救助法が適用される水害、外水氾濫の発生など)が発生、又は発生するおそれがあるとき ○大雨特別警報が発令されたとき ○氾濫注意情報が発表され、さらに水位の上昇(氾濫危険水位の到達)が予測されたときなど、避難判断の必要性が生じたとき</p>	<p>○市、消防本部、江戸川水防事務組合、その他関係機関の組織及び機能のすべてをあげて水害対策活動に当たる体制</p>																		

吉川市地域防災計画（改訂原案）の主な修正箇所一覧表

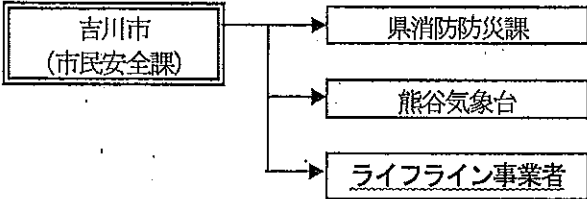
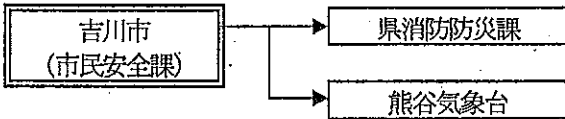
番号	ページ	修正案	改訂原案（H27.1.28第2回吉川市防災会議）	備考
風水害 2-3	風水害 -応急 -24	<p>第5 緊急初動体制の編成【全職員】</p> <p>□体制移行の流れ</p> <div style="text-align: center;"> <p>警戒体制</p> <p>○被害が拡大し、市の大部分において水害が発生 ○氾濫注意情報が発表され、さらに水位の上昇（避難判断水位の到達）が予測されたときなど、避難判断の必要性が生じるおそれがあるとき</p> <p>非常体制（第1配備）</p> <p>○甚大な水害（災害救助法が適用される水害、外水氾濫の発生など）が発生、又は発生するおそれがあるとき ○大雨特別警報が発令されたとき ○氾濫警戒情報が発表され、さらに水位の上昇（氾濫危険水位の到達）が予測されたときなど、避難判断の必要性が生じたとき</p> <p>非常体制（第2配備）</p> </div> <p>※上の図は、修正に係る部分のみ表示しています。</p>	<p>第5 緊急初動体制の編成【全職員】</p> <p>□体制移行の流れ</p> <div style="text-align: center;"> <p>警戒体制</p> <p>○被害が拡大し、市の大部分において水害が発生</p> <p>非常体制（第1配備）</p> <p>○甚大な水害（災害救助法が適用される水害、外水氾濫の発生など）が発生、又は発生するおそれがあるとき ○大雨特別警報が発令されたとき ○氾濫注意情報が発表され、さらに水位の上昇（氾濫危険水位の到達）が予測されたときなど、避難判断の必要性が生じたとき</p> <p>非常体制（第2配備）</p> </div> <p>※上の図は、修正に係る部分のみ表示しています。</p>	番号「風水害2-1」の修正に伴い、変更するもの。
風水害 2-4	風水害 -応急 -40, 41	<p>第3 洪水予報、水防警報等の収集伝達【総括班】</p> <p>1 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報</p> <p>(2) 本市に関する洪水予報が発表される河川</p> <p>□本市に関する洪水予報が発表される河川（国土交通大臣と気象庁長官が共同発表）</p> <p>□本市に関する洪水予報が発表される河川（県知事と気象庁長官が共同発表）</p> <p>※表中の各河川の氾濫注意水位などの水位を修正します。</p>		番号「風水害2-1」の修正に伴い、水位を変更するもの。

吉川市地域防災計画（改訂原案）の主な修正箇所一覧表

番号	ページ	修正案	改訂原案（H27.1.28 第2回吉川市防災会議）	備考
風水害 2-5	風水害 -応急 -44	<p>第3 洪水予報、水防警報等の収集伝達【総括班】</p> <p>2 水防法に基づく水防警報</p> <p>(2) 本市に関する水防警報が発表される河川</p> <p><input type="checkbox"/>本市に関する水防警報が発表される河川</p> <p>※表中の各河川の氾濫注意水位などの水位を修正します。</p>		番号「風水害2-1」の修正に伴い、水位を変更するもの。
風水害 2-6	風水害 -応急 -46	<p>第3 洪水予報、水防警報等の収集伝達【総括班】</p> <p>3 水防</p> <p>(1) 本市に関する水位情報周知が通知される河川法に基づく水位情報周知</p> <p><input type="checkbox"/>本市に関する水位情報周知が通知される河川</p> <p>※表中の各河川の避難判断水位（特別警戒水位）の水位を修正します。</p>		番号「風水害2-1」の修正に伴い、水位を変更するもの。
風水害 3	風水害 -応急 -90, 92, 93	<p>第1 救出救助活動【消防本部、消防団、救護班】</p> <p>5 連絡調整・地域分断・役割分担</p> <p>①消防、警察及び自衛隊は互いに調整し、救出救助活動の役割分担を決定する。</p> <p>⑥必要に応じて、消防、警察、自衛隊等の総括指揮機関の設置を検討する。</p>	<p>第1 救助救出活動【消防本部、消防団、救護班】</p> <p>5 連絡調整・地域分断・役割分担</p> <p>①消防本部、警察及び自衛隊は互いに調整し、救出救助活動の地域分担を決定する。</p> <p>⑥必要に応じて、消防、警察、自衛隊等の総括指揮機関を検討する。</p>	吉川警察署のご意見を踏まえ、修正するもの。 【理由】「救助救出活動」を「救出救助活動」に統一する。また、機関同士の調整事項は、地域分担より、役割分担が中心となるため。



吉川市地域防災計画（改訂原案）の主な修正箇所一覧表

番号	ページ	修正案	改訂原案 (H27.1.28 第2回吉川市防災会議)	備考
その他 自然 災害 1	その他 自然 災害 -11	<p>第3 竜巻災害応急対策活動計画</p> <p>3.1 竜巻情報の収集・伝達【市民安全課】</p> <p>1 竜巻注意情報発表時における対応</p> <p>□竜巻注意情報の目撃情報で「埼玉県南部」、又は「千葉県北西部」が記載されている場合</p> <p>(2) 市民安全課は、消防本部と連携し、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降りだす、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）等、竜巻の発生の兆候等について調査する。</p>	<p>第3 竜巻災害応急対策活動計画</p> <p>3.1 竜巻情報の収集・伝達【市民安全課】</p> <p>1 竜巻注意情報発表時における対応</p> <p>□竜巻注意情報の目撃情報で「埼玉県南部」、又は「千葉県北西部」が記載されている場合</p> <p>(2) 市民安全課は、消防本部、<u>吉川警察署</u>と連携し、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降りだす、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）等、竜巻の発生の兆候等について調査する。</p>	<p>吉川警察署のご意見を踏まえ、削除（吉川警察署）するもの。</p> <p>【理由】警察活動の中で、兆候を把握することはあるかもしれないが、現場活動を優先するため、市民安全課と連携し、竜巻の兆候について調査を行うことはないため。</p>
その他 自然 災害 2	その他 自然 災害 -13	<p>第3 竜巻災害応急対策活動計画</p> <p>3.2 竜巻注意情報等の伝達系統及び伝達体制【市民安全課】</p> <p>□竜巻発見時の伝達系統</p>  <p>※上の図は、修正に係る部分のみ表示しています。</p>	<p>第3 竜巻災害応急対策活動計画</p> <p>3.2 竜巻注意情報等の伝達系統及び伝達体制【市民安全課】</p> <p>□竜巻発見時の伝達系統</p>  <p>※上の図は、修正に係る部分のみ表示しています。</p>	<p>第2回防災会議のご意見を踏まえ、修正するもの。</p> <p>【理由】竜巻発見時には、電気、ガス、電話などのライフライン事業者は、被害調査、応急復旧活動、二次災害の防止などを速やかに行う必要がある。そのため、ライフライン事業者にも竜巻発見に関する情報の伝達が必要となる。</p>
その他 自然 災害 3	その他 自然 災害 -18	<p>第3 竜巻災害応急対策活動計画</p> <p>3.3 応急対策活動</p> <p>2 応急対策活動（救援期：概ね3時間後～）</p> <p>(7) <u>治安維持活動</u>【吉川警察署】</p> <p>竜巻による被害発生時には、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想されるため、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、竜巻の被害のあった地域を中心に、速やかに各種の犯罪予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期する。</p>	<p>第3 竜巻災害応急対策活動計画</p> <p>3.3 応急対策活動</p> <p>2 応急対策活動（救援期：概ね3時間後～）</p> <p>(7) <u>警備</u>【吉川警察署】</p> <p>竜巻による被害発生時には、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想されるため、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、竜巻の被害のあった地域を中心に、速やかに各種の犯罪予防（<u>空き巣など</u>）、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期する。</p>	<p>吉川警察署のご意見を踏まえ、修正するもの。</p> <p>【理由】内容が「警備」ではなく、「治安維持活動」のため。また、県地域防災計画と整合を図り、「（空き巣など）」は削除する。</p>

吉川市地域防災計画（改訂原案）の主な修正箇所一覧表

番号	ページ	修正案	改訂原案（H27.1.28 第2回吉川市防災会議）	備考
事故 1	事故 -8	<p>第2 大規模火災応急対策活動計画</p> <p>2.1 災害情報の収集・連絡【関係機関】</p> <p>(1) 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡</p> <p>②県、警察</p> <p>県は、必要に応じヘリコプター等による目視、撮影等による被害情報の収集を行うものとする。</p> <p>また、市等から情報を収集するとともに、映像情報等の概括的な情報を把握し、これらの情報を、警察、消防庁及び関係省庁に報告するものとする。</p>	<p>第2 大規模火災応急対策活動計画</p> <p>2.1 災害情報の収集・連絡【関係機関】</p> <p>(1) 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡</p> <p>②県、警察</p> <p>県は、必要に応じヘリコプター等による目視、撮影等による被害情報の収集を行うものとする。</p> <p>また、市等から情報を収集するとともに、映像情報等の概括的な情報を把握し、これらの情報を、警察庁、消防庁及び関係省庁に報告するものとする。</p>	<p>吉川警察署のご意見を踏まえ、修正するもの。</p> <p>【理由】映像情報等の概括的な情報は、県からは県警察へ報告することになり、警察庁へは県警から報告することになるため。</p>

## 平成26年度 吉川市地域防災計画改訂スケジュール

年 月	項 目	内 容
26年 8月	第1回 防災会議	日時：平成26年8月6日（水） 場所：吉川市役所第2庁舎204会議室 議事：吉川市地域防災計画の改訂方針（案）について
8月 ～ 11月	地域防災計画（改訂素案）の作成	期間：平成26年8月中旬～11月中旬 内容：吉川市地域防災計画（改訂素案）の作成を行う。
11月 ～ 12月	埼玉県、関係機関、及び庁内各課との調整	期間：平成26年11月下旬～12月下旬 内容：吉川市地域防災計画（改訂素案）について、埼玉県、関係機関及び庁内各課へ修正依頼・意見照会を行う。
27年 1月	第2回 防災会議	日時：平成27年1月28日（水） 場所：吉川市役所第2庁舎204会議室 議事：吉川市地域防災計画（改訂原案）について
27年 2月 ～ 3月	パブリック・コメント（意見公募）	期間：平成27年2月5日（木）～3月5日（木） 内容：吉川市地域防災計画（改訂原案）について、市民へ意見等を伺う。 周知方法：広報よしかわ、市ホームページ等 意見提出方法：直接、郵送、ファクシミリ、電子メール、公共施設に設置する意見提出箱 結果：意見提出者：0名、意見件数：0件
	埼玉県との調整	期間：平成27年1月29日（木）～3月5日（木） 内容：吉川市地域防災計画（改訂原案）について、県と調整（事前相談）を行う。
3月	第3回 防災会議	日時：平成27年3月24日（火） 場所：吉川市役所第2庁舎204会議室 議事：吉川市地域防災計画の改訂について ※改訂の決定を行う
3月～	埼玉県への報告 ・市民等への公表 ・計画書の送付	期間：平成27年3月下旬～ 内容：吉川市防災会議で改訂した「吉川市地域防災計画」を埼玉県知事に報告する。また、市民等へ公表するとともに関係機関等へ計画書を送付する。